

東村山市有料自転車等駐輪場（久米川駅南口第2駐輪場）の
指定管理者の指定

上記の議案を東村山市議会に提出する。

平成28年2月22日提出

提出者 東村山市長 渡部 尚

東村山市有料自転車等駐輪場（久米川駅南口第2駐輪場）の
指定管理者の指定

東村山市有料自転車等駐輪場（久米川駅南口第2駐輪場）施設の指定管理者
を下記のとおり指定することに議決を得たい。

記

- 1 施設の名称及び所在地
（名 称） 久米川駅南口第2駐輪場
（所 在 地） 東村山市栄町2丁目11番地13
- 2 指定管理者の候補者の名称等
（名 称） サイカパーキング株式会社
（所 在 地） 東京都中央区日本橋小網町7番2号
（代 表 者） 代表取締役 森井 博
- 3 指定の期間
平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

説明 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、本案を提出するものであります。